



平成 30 年成人式実行委員募集

一生に一度の成人式をみんなで盛り上げよう！



平成 29 年の成人式実行委員

市では、平成30年曾於市成人式実行委員を募集しています。

開催日 平成30年1月3日(水)

場所 曾於市末吉総合センター(予定)

実行委員対象者 平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれの方

申込期限 平成29年8月10日(木)

※応募は曾於市ホームページからも受け付けています。

※実行委員へお申し込みいただいた方は、第1回成人式実行委員会を8月17日(木)午後7時から末吉中央公民館で開催する予定です。

※成人式の案内につきましては、対象者に10月に郵送します。

お問い合わせ先

教育委員会社会教育課 ☎ 099-482-5958

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り得た内容の秘密保護は万全です！

調査の結果は、景気の判断や、社会保障制度を検討するときの資料として使われます。



毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7. 雇用 → 毎月勤労統計調査
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県

✿ 平成 29 年度 市の主要事業について

市の総合振興計画に基づいた平成 29 年度の主な事業について紹介します

地域資源を活かし、活力とにぎわいのまちづくり

◆大地のめぐみを生かしたまち

継続 畑地かんがい事業等の県営事業負担金【3 億 3,288 万 5 千円】

- ・市内の畑地は、保水力の低い火山灰性特殊土壌地帯であることに加え、かんがい設備が未整備であったことから、干ばつ等の被害を繰り返してきました。現在、曾於北部地区および大隅南地区において、配水路、給水栓、散水器具等を整備中です。今後、ダム等に貯水した水利用により、安定的な農業経営と地域の発展を図ります。



継続 畜産生産基盤施設整備事業【1,620 万円】

- ・市の基幹産業である畜産振興を図るため、施設整備としてパドック牛舎・連動スタンション・堆肥舎・尿溜槽・牛舎改造に対して補助金を交付します。



継続 活動火山周辺地域防災営農対策事業【3,491 万円】

- ・国の活動火山周辺地域防災営農対策事業を活用し、飼料生産組合が導入する飼料作物機械に対して補助金を交付します。



新規 農業公社設立準備費【43 万 3 千円】

- ・平成 30 年度の農業公社設立に向けて、準備を進めています。農業公社では、農作業受委託作業の充実による農業者の機械導入経費の軽減、新規就農者や担い手農家の育成支援を図ります。



◆人が行き交い、元気なまち

継続 思いやりふるさと寄附金推進事業【16 億 7,423 万 2 千円】

- ・ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を全国に行い、平成 28 年度は 10 億円を超える寄附金をいただくことができました。寄附金は、自治会振興補助金や小学校教育振興費などに活用されています。平成 29 年度も 10 億円の寄附金を目標に取り組みを進めています。



継続 特色ある観光誘致事業【2,449 万 9 千円】

- ・観光特産開発センターを中心とした観光事業への取り組みにより、市の観光資源の掘り起こしと観光ガイドを養成し、観光 P R と観光客の誘致を図ります。



お問い合わせ先

財政課財政係 ☎ 0986-76-8803

¥ コミュニティ助成（宝くじ助成）を活用してみませんか？

一般財団法人自治総合センターによる
平成 30 年度コミュニティ助成の募集が行われる予定です

1 一般コミュニティ助成事業

事業：住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識の盛り上げを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備等。

要件：事業実施主体は市、または市が認めるコミュニティ組織であること。

助成金：100 万円～ 250 万円

☆これまでの採択事業例：菅牟田校区公民館 音響機材等コミュニティ活動備品の整備（29 年度）
岩北校区公民館 音響機材等コミュニティ活動備品の整備（29 年度）

2 コミュニティセンター助成事業

事業：住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るために住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設整備等。

要件：事業実施主体は市、または市が認めるコミュニティ組織であること。

助成金：対象となる総事業費の 5 分の 3 以内に相当する額。ただし 1,500 万円を上限

☆これまでの採択事業例：田平集落集会施設新築工事（24 年度）

3 青少年健全育成助成事業

事業：青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）。ただし、（一財）自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外。

要件：事業実施主体は市、または市が認めるコミュニティ組織であること。

助成金：30 万円～ 100 万円

※コミュニティ組織とは、市がコミュニティ活動を行っているとする公民館や自治会等の地域に密着した団体のことです。地域に密着した団体でも、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除きます。また、宗教法人、営利団体、公益法人等も対象となりません。

▼留意事項

- 平成 30 年度事業の詳細な内容については、現時点では確定していませんので助成内容、助成金額等については変更になる場合があります。
- 申請されても、採択されない場合がありますのであらかじめご了承ください。

▼応募方法

市役所企画課に平成 29 年 8 月 31 日（木）までにお申し込みください。

なお、申し込みについては必要書類等ありますので、希望される場合は、お早めにご相談ください。

上記助成事業の詳しい内容は、

（一財）自治総合センターのホームページ（<http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>）をご覧ください。

お問い合わせ先

本庁 企画課企画政策係 ☎ 0986-76-8802

¥ 第3子出産祝金のお知らせ

第3子以降に10万円の祝金を支給します

曾於市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。



受給資格

曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書

本庁・各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。

なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。

※写真は6月26日に本庁・各支所で行われた支給の様式です。

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

¥ 住宅取得祝金支給制度のお知らせ

住宅を新築または購入した方にお祝いとして現金と地域商品券を支給します

対象者

市内に居住するため住宅を新築または購入した方

申請

新築・購入の日以後1年以内に申請してください。
なお、新築・購入の基準日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付とします。

基本の祝金等

市内業者による新築

商品券10万円分、現金10万円

市外業者による新築

商品券5万円分、現金5万円

未入居の建売住宅購入

商品券5万円分、現金5万円

右記以外の中古住宅購入

商品券2万5千円分、現金2万5千円

※中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。

転入者加算

転入して1年以内の方には、商品券5万円分と現金5万円を加算します。なお、本市から転出後3年以内の再転入は対象外とします。

支給対象外となるもの

- ・市の定住促進住宅用分譲地への新築
- ・市税等の滞納者
- ・住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金を受けた方



7月11日に行われた交付式

お問い合わせ先

本庁企画課 定住推進係 ☎ 0986-76-8802

¥ 児童扶養手当について

生活の安定と自立を助けるために手当が支給されます

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいても重度の障害がある場合には支給されません。

なお、手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給されます。

支給該当条件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が不明である児童
 - ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑨ その他（棄児など）
- なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までの者といえます。
- また、心身におおむね中度以上の障害がある場合には、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする父母または養育者が、労働基準法に基づく遺族補償を受けることができる場合
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
- ④ 受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

児童扶養手当の額

平成29年4月から「児童扶養手当法」の一部が改正され、手当額月額が左表となります。

平成29年4月～		
本体額	全部支給	42,290 円
	一部支給	42,280 円～ 9,980 円
第2子 加算額	全部支給	9,990 円
	一部支給	9,980 円～ 5,000 円
第3子 以降加算額 ※1人につき	全部支給	5,990 円
	一部支給	5,980 円～ 3,000 円

※平成29年8月期支払分から変更になります。

■各種届出一覧表

現況届	受給者全員が今年は8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき。
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき。
証書亡失届	手当証書をなくしたとき。
その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど

児童扶養手当の支払日

- ① 8月11日（4月～7月分）
 - ② 12月11日（8月～11月分）
 - ③ 4月11日（12月～3月分）
- ※ただし、支払日が土・日曜日、祝日の場合は、その日の直前の平日となります。

お問い合わせ

財部支所 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
大隅支所 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807

特別児童扶養手当について

中度以上の障害のある児童を監護している方へ手当を支給します

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき

② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できます）

③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき

④ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

特別児童扶養手当の額

1級（重度障害児）

月額 5万1450円

2級（中度障害児）

月額 3万4270円

※この額は児童1人あたりです。障害等級表に基づき、1級、2級が決定します。

添付書類

① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）

② 世帯全員の住民票の写し

③ 診断書（用紙は市役所にあります）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。

④ その他の各種届出に応じて必要な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

① 8月11日（4月～7月分）

② 11月11日（8月～11月分）

③ 4月11日（12月～3月分）

※ただし、支払日が土・日、祝日の場合は繰り上げて支給されます。



各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど

お問い合わせ

財部支所 福祉事務所 ☎ 0986-72-0936
大隅支所 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807

曾於市青少年育成市民会議について

曾於市青少年育成市民会議は、青少年問題が地域社会、大人社会の問題であるという自覚に立つとともに、青少年育成県民会議をはじめとする各種機関・団体との連携を密にしながら、家庭・学校・職場・地域等が一体となつて、青少年県民運動「郷土に学び・育む青少年運動」が市民総ぐるみの運動として展開されるよう、推進しています。

活動方針の「郷土に学び・育む青少年運動」を推進するため、次の5つを重点事項に設定しています。

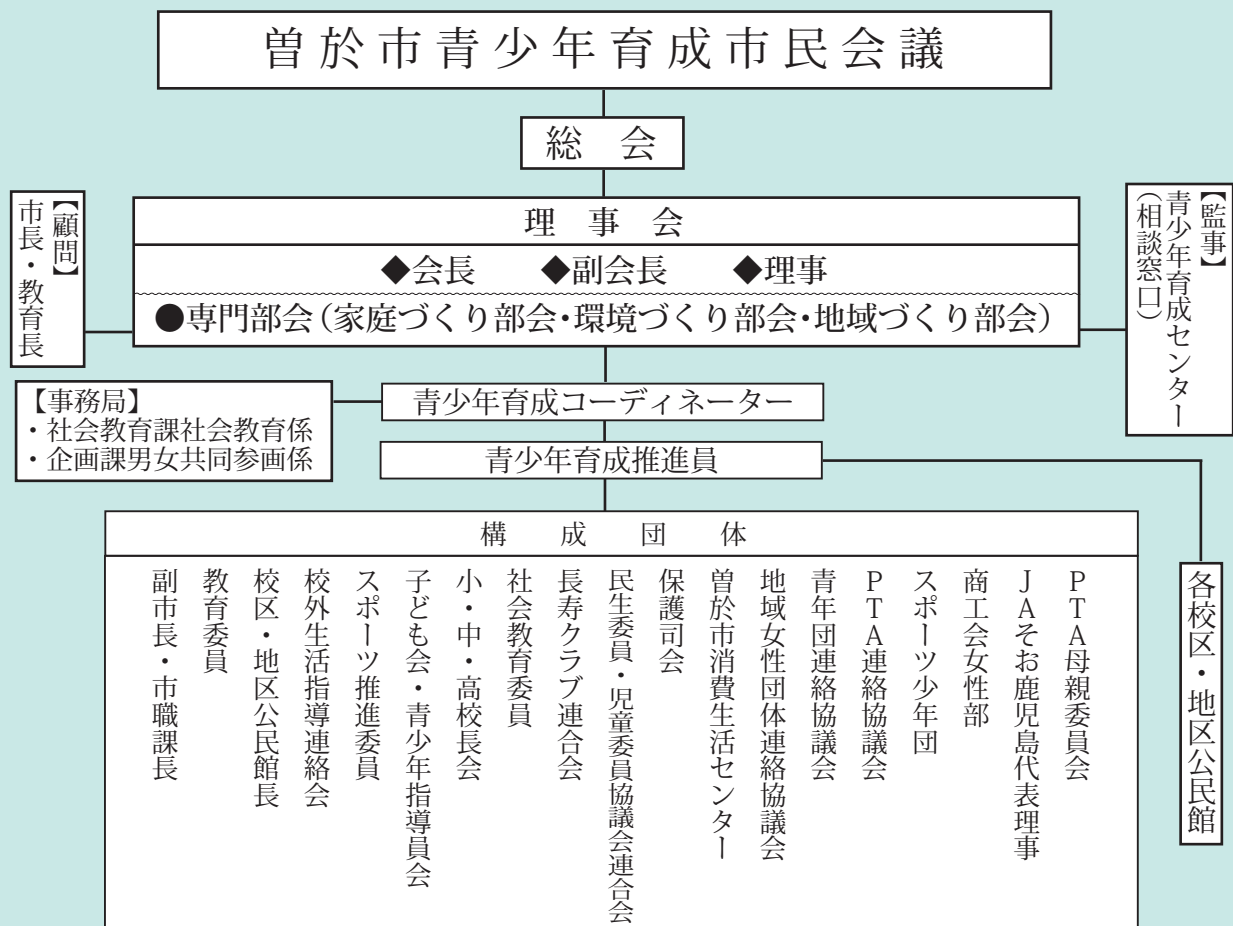
- 1 市民会議運営事業
- 2 「郷土に学び育む青少年運動」普及啓発事業
- 3 社会環境の点検・浄化事業
- 4 人材育成事業
- 5 青少年育成推進員との連携事業

6月16日に、総会が開催され、250名の会員が参加し平成29年度の事業計画等について協議しました。また、市民会議では3つの部会をつくり、青少年育成について様々な活動を実施しています。

一斉美化活動、有害図書点検、防犯パトロール、家庭一家訓の推進、早寝早起き朝ごはんの推進など多くの活動に取り組んでいます。

お問い合わせ先

教育委員会 社会教育課 ☎ 099-482-5958



曾於市校区・地区 公民館長連絡協議会

あいさつ



会長 吉永辰美

曾於市地区・校区公民館長連絡協議会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

現在、人口減少、少子高齢化が進む中、過疎化の進行、家族形態の変容などにより、地域社会の絆の希薄化など多くの課題をかかえております。

そのような中、各公民館は、それぞれ地域に住む人々のかげがえのないより所ともなっておりま。住みよい、安心安全で活力に満ちた地域づくりのために、私たちは地域の方々のご協力を頂きながら、地域のまとめ役として先頭に立ち、公民館活動の発展充実のために全力で頑張っており、今後もより一層、公民館活動の発展充実のために全力で頑張っており、今後もより一層、公民館活動の発展充実のために全力で頑張っております。

末吉地区



南部地区 島子正一郎



西部地区 古川眞一



東部地区 中田一男



中部地区 高良博夫



岩北校区 大野信一



高岡校区 大津亮二



憶校区 宮田月美



北部地区 吉永辰美



深川校区 原口光久



光神校区 郡山久夫



諏訪校区 吉山弘巳



岩南校区 片田昭一



笠木校区 永山洋一



菅牟田校区 平牟禮富廣



岩川校区 福満清則



柳迫校区 福岡 勝

大隅地区



月野校区 橋元孝一



大隅南校区 吉田辰夫



恒吉校区 平中 実



大隅北校区 神宮司寛



中谷校区 吉村幸治



財部南校区 西丸國治



財部北校区 富岡英治



財部校区 池上勝義

財部地区